資料２－１

# 神奈川県地球温暖化対策計画の見直しの方向性について

## １　趣旨

○　県は、2021（令和３）年５月の「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）の一部改正等を踏まえ、2024（令和６）年３月に「神奈川県地球温暖化対策計画」（以下「計画」という。）の全面改定を行った。

（計画期間：2024（令和６）年度～2030（令和12）年度
中期目標：2030（令和12）年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50％削減
長期目標：2050年脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現）

○　本計画は、温対法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編、事務事業編）」及び「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けている。

○　県では、総合計画における政策の基本方向「環境・エネルギー」の軸となる個別計画の一つとして位置付けるとともに、「神奈川県環境基本計画」の補完・連携や関連分野の方針等との整合を図っている。

○　本計画の「第４章　計画の推進」において、計画期間の中間年度に当たる2027（令和９）年度に、施策体系や施策の実施に関する目標などについて検証した上で、必要な見直しを行うこととしていることから、計画の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、次のとおり見直し進めることとしたい。

## ２　計画の進捗状況等

### （１）温室効果ガスの排出状況と今後の見通し

○　県内の温室効果ガスの排出量は、2023年度（速報値）に5,015万ｔ-$CO_2$となり、基準年度である2013年度比で31.5％減少しており、概ね順調に推移している。

○　しかしながら、今後の社会情勢等の影響を勘案すると、中期目標の達成は厳しいことが見込まれる。（詳細は別紙参照）

### （２）社会情勢等

（国際・社会情勢）

○　世界では、アメリカのトランプ政権がパリ協定から脱退を表明し、2026（令和８）年１月にパリ協定を脱退したものの、年限付きのカーボンニュートラル目標を掲げる国は140か国以上に及び、地方政府、経済界、NGOなど様々なステークホルダーに広く浸透しているなど、脱炭素は現在の世界的な潮流となっている。

○　国内では、中東情勢の緊迫化により、政府が石炭火力発電の稼働を増やす方針を打ち出したことによる石炭火力発電割合の増加や、ＡＩ需要の急速な拡大によるデータセンター等の新増設に伴う電力需要の増加が予想されている。

○　地球温暖化等の気候変動により、既に猛暑日の日数や大雨の頻度が増加する等の影響が出ており、今後は更なる平均気温の上昇や水害・土砂災害の激甚化等が懸念されている。

（国の施策制度）

○　国は2025（令和７）年２月に地球温暖化対策計画を改定し、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度比で60%、73%削減することを目指すこととした。

○　具体の施策としては、一定以上の排出を行う企業を対象とした排出量取引制度などの「成長志向型カーボンプライシング」や、建築物省エネ法の規制強化による建築物の省エネルギー基準の引上げ等を行っている。

○　また、2026（令和８）年２月には、最新の科学的知見を踏まえた気候変動影響の総合的な評価報告書である「第３次気候変動影響評価報告書」が公表され、2026（令和８）年６月には、「気候変動適応計画」の改定骨子が公表された。

（技術革新の動向）

○　2050年脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素の「切り札」と期待される次世代型太陽電池の導入が重要であり、ペロブスカイト太陽電池は、2026（令和８）年３月に販売開始、2027（令和９）年度には量産化が見込まれている。

○　また、カルコパイライト太陽電池も2026（令和８）年度末には販売を開始する予定であるが、現在、ペロブスカイトとカルコパイライト太陽電池を重ね合わせて、高い発電効率が期待できるタンデム太陽電池の研究開発も進められている。

○　その他、2030年（令和12）度以降の実用化に向け、国において、次世代型地熱発電等の再生可能エネルギーに関する研究開発や、ＣＣＵＳ（二酸化炭素回収・利用・貯蔵）、フュージョンエネルギーなどの新技術の研究開発も進められている。

## ３　見直しの基本的な考え方

○　温室効果ガスの排出状況から、計画の進捗は概ね順調であり、中期目標の達成に向け、計画の施策体系や取組を抜本的に見直す必要はないと考えられる。

○　一方、国際情勢の影響等を勘案すると、目標達成に向け、緩和策の取組の強化を検討する必要がある。

○　気候変動の影響への適応策については、国の第３次気候変動影響評価報告書や気候変動適応計画の改定、昨今の状況等を踏まえ、取組の強化を検討する必要がある。

○　その他、社会情勢に関する記載やKPIなど必要な時点更新について検討し、次のとおり2027（令和９）年度に計画の一部改定を行う。

(1)　計画期間

現行計画のとおり、中期目標の2030年度までを計画期間とする。

(2)　目標

中期目標及び長期目標を現行のまま維持するとともに、長期目標である脱炭素社会実現に向けた道筋として、新たに2035・2040年度の目指すべき削減率（参考値）を設定する。

(3)　施策の見直し（緩和策）

現行計画の施策体系は変更せず、中期目標達成に向けた取組強化（再エネ・省エネ、次世代技術）を中心に検討する。

(4)　施策の見直し（適応策）

現行計画の基準に準拠し、国の第３次気候変動影響評価報告書において「重大性」や「確信度」が高く、本県に当てはまるものや、昨今の状況から本県での対応が必要なものについて、取組の追加・強化を検討する。

(5)　その他

国際・社会情勢、国の施策制度、技術革新の動向など、状況の変化について、文章の時点更新を検討する。資料編は本編の修正に合わせて修正する。

## ４　手続

(1)　県民意見募集

県民意見募集の実施に当たっては、県のホームページに掲載するほか、団体等の会議や行事等の機会を捉えて、広く参加を求める。

(2)　市町村調整

市町村への意見照会を行い、市町村の地方公共団体実行計画等との調整を図る。

(3)　県議会への報告

素案及び案について、県議会に報告する。

## ５　今後のスケジュール（予定）

| | |
|---|---|
| 令和８年12月 | 審議会で中間見直しの方向性を審議 |
| 令和９年７月～ | 計画部会で素案を審議 |
| | 審議会へ諮問し、素案を審議 |
| | 県民意見募集、市町村意見照会 |
| 12月 | 審議会で答申案を審議、審議会会長から知事に答申 |
| 令和10年３月 | 計画改定 |